

企画競争説明書

業務名称：カリコム省エネルギー推進プロジェクト

案件番号：180497

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月12日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2018年12月12日(水)

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：カリコム省エネルギー推進プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

() 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間(予定)：2019年2月下旬～2022年2月下旬

4 窓口

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第二課 谷川 智佐子 Tanigawa.Chisako@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としません。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：2018年12月19日（水）12時

（２）提出先・場所：上記４．窓口

注１）原則、電子メールによる送付としてください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法：2018年12月25日（火）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（１）提出期限：2019年1月11日（金）12時

（２）提出方法：郵送又は持参

注１）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。

注２）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（３）提出先・場所：上記４．窓口

（４）提出書類：プロポーザル 正１部 写 ４部
見積書 正１部 写 １部

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- １）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- ２）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- ３）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき
- ４）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- ５）虚偽の内容が記載されているとき
- ６）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正１部と写１部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- １）「３ 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ２）以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）

【旅費（航空賃）の本見積りに伴う取扱いについて

本契約においては、旅費（航空券）を本見積りに入れて頂くこととしています。このため、契約の履行に際しては、旅費（航空賃）について、以下のとおりの取扱いとなりますので、ご留意願います。

- 1) 旅費（航空賃）を別見積りとした場合と同様に、契約で合意された航空賃単価、渡航回数、航空券クラス、渡航経路、航空会社の範囲内で手配することを原則とし、証拠書類に基づく実費精算とする。
- 2) 渡航回数の増加が必要な場合であって、他の直接経費から流用が可能な場合は、打合簿による増加を認める。また、契約金額の増額が必要と認められる場合、契約変更を検討する。
- 3) 「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の規定によらず、旅費（航空賃）についても、打合簿に基づく他の直接経費の費目（中分類）への流用を認める。
- 4) 一方、契約約款第14条第5項第1号（航空賃増額の際の契約金額を超えた精算）は適用しない。

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) XCD 1 = 41.994600 円
- b) US\$ 1 = 113.385000 円
- c) EUR 1 = 129.024000 円

5) その他留意事項

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 総括／電力システム
- b) 再生可能エネルギー導入
- c) 省エネルギー推進

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 32.64 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年1月23日(水)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*
- *④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。
 - 1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。
ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
 - 2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。
 - () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
 - () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：電力システムに係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、30ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加算」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

() 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（総括／電力システム）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

a) 類似業務の経験：電力システムに係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：全世界での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 再生可能エネルギー導入】

a) 類似業務の経験：再生可能エネルギー導入に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：全世界での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 省エネルギー推進】

- a) 類似業務の経験：省エネルギー推進に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：全世界での業務の経験
- c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

(○) プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：2019年1月17日(木) 14:00～15:30
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

2. 実施場所：当機構本部（麹町） 212会議室

3. 実施方法：

(1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

(2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記(1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(3) 海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

b) Skype等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いたプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所のJICA-Netの使用は認めません。

以上

カリコム省エネルギー推進プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/電力システム	(21.00)	(8.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(8.00)
カ) 類似業務の経験	-	3.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(5.00)	(10.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
シ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力：再生可能エネルギー導入	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：省エネルギー推進	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

カリブ共同体（Caribbean Community:カリコム）諸国は、一系統あたりの電力需要が小さく、エネルギー資源にも乏しいため、産油国のトリニダード・トバゴを除き、主要な電力エネルギー源を輸入燃料に強く依存している国が多い。このため、2000年代半ば以降、近年までの油価の高騰の影響を受けるなど、輸入燃料依存の低減、発電コストの削減が課題の一つとなっている。

かかる状況を受け、カリコム諸国ではエネルギー効率利用のために再生可能エネルギーの導入・省エネルギー推進に向けた政策が策定されており、数値目標も定めて取り組んでいる。しかしながら、各国の政策実現に向けたロードマップの作成、電力固定買い取り制度（FIT：Feed in Tariff）の導入といった取り組みは十分ではなく、民間事業者の再生可能エネルギー及び省エネルギー事業参加が十分進んでいない現状にある。

一方、JICAは大洋州において5カ国を対象とした電力分野の広域技術協力「太平洋地域ハイブリッド発電システム導入プロジェクト」（2017～2022年度）を実施中であり、また、カリコム本部が所在するガイアナ共和国に対し、無償資金協力「再生可能エネルギー・省エネルギーシステム導入計画」（2018年6月贈与契約（Grant Agreement: G/A）締結）を実施する等、同課題に対する支援を行っている。

このような状況の下、カリコム諸国のうち4か国（ジャマイカ、バルバドス、セントクリストファー・ネーヴィス、トリニダード・トバゴ）の各政府は再生可能エネルギー・省エネルギー分野の人材育成・組織能力強化のため「カリコム省エネルギー推進プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という）の実施を我が国に要請した。これを受け、JICAは、本プロジェクトの必要性、妥当性を確認し、協力内容を検討するために2016年2月から9月にかけて詳細計画策定調査を行い、同調査結果に基づき2018年10月以降プロジェクトの枠組みについてトリニダード・トバゴを除く各国政府とRecord of Discussions（以下、RD）により基本合意し、今般、本プロジェクトを開始することとなった。

2. プロジェクトの概要

RDにて各国政府と合意した本プロジェクトのプロジェクトデザインマトリックス（以下、PDM）の概要は以下に示すとおり。活動については、各国の状況を踏まえ個別の活動が含まれるため、詳細は配布資料のRDを参照すること。

- (1) 上位目標：再生可能エネルギー導入および省エネルギー推進を通じてエネルギー安全保障の向上が図られる。
- (2) プロジェクト目標：
再生可能エネルギー導入および省エネルギー推進を図るための人材・組織能力が強化される。
- (3) 成果
 - 1) 再生可能エネルギー導入に向けた能力強化を行うための基本情報が確認される。
 - 2) 省エネルギー推進に向けた能力強化を行うための基本情報が確認される。

3) 再生可能エネルギー導入に向けた能力強化を図るための人材・組織能力が強化される。

4) 省エネルギー推進に向けた能力強化を図るための人材・組織能力が強化される。

(4) 活動

(対象諸国で活動が異なるため、ジャマイカで実施予定の活動にはJ、セントクリストファー・ネーヴィスはS、バルバドスはB、トリニダード・トバゴはTと記す。)

- 1-1. アクセス（電化率等）、コスト（電源構成、料金等）、低炭素（CO2 排出係数等）、系統安定性（SAIDI/SAIFI 等）等、電力供給側の基本指標を確認する。【J,S】
- 1-2. 再生可能エネルギー/系統安定化技術にかかる導入状況、政策・計画、実施体制・能力等を確認する。【J,S】
- 1-3. 再生可能エネルギー導入に向けた人材・組織能力を確認する。【J,S,B,T】

- 2-1. 効率性（電力消費原単位、部門別の最終エネルギー消費等）、電力需要側の基本指標を確認する。【J,S,B,T】
- 2-2. 省エネルギーの推進状況、政策・計画を確認する。【J,S,B,T】
- 2-3. 火力発電設備の運転維持管理にかかる現状を確認する。【S,B】
- 2-4. 送配電ロスの現状を確認する。【J,S】
- 2-5. 省エネルギー推進に向けた人材・組織能力を確認する。【J,S,B,T】

- 3-1. 再生可能エネルギー（太陽光、風力、バイオマス等）のポテンシャル調査を行う。【S】
- 3-2. 系統安定化の必要コストを踏まえつつ、再生可能エネルギー（太陽光、風力、バイオマス等）の普及法を検討、提案する。【S】
- 3-3. 再生可能エネルギーの導入目標を実現するのに必要な設備（太陽光、風力、蓄電池、火力発電設備の高効率化等）を検討・提言する。【S】
- 3-4. 再生可能エネルギーの導入目標を実現するのに必要な技術（系統安定化のための蓄電設備や火力発電設備の負荷追従性向上、低負荷運転等）を検討・提言する。【S】
- 3-5. 既往の調査で特定された再生可能エネルギーポテンシャルサイトにおいて、財務面や環境、許認可等を含む実現可能性調査を行う。【B】
- 3-6. 系統安定化のための蓄電池使用をコスト分析も含め検討する。【B】
- 3-7. 電動輸送使用による系統や経済に対する正負の影響を検討する。【B】
- 3-8. 再生可能エネルギーに関する既存の政策の有効性をレビューし、電動自動車の使用を推進するための改定を提言する。【B】
- 3-9. 再生可能エネルギーの導入目標を実現するのに必要な政策・制度を検討・提言する。【J,S,T】
- 3-10. 3-1.から 3-9. を実施するのに必要な人材育成計画を策定する。【J,S,B,T】
- 3-11. 3-10. で策定した人材育成計画を実施（OJT、本邦研修、テキスト・マニュアル作成等）する。【J,S,B,T】
- 3-12. 3-11. の人材育成の効果を検証の上、人材育成計画の見直しを行う。【J,S,B,T】

3-13. 再生可能エネルギー導入プロジェクト実現に向けた提言をする。【J,S,B,T】

3-14. 3-9. で提案した政策・制度の策定に向けた提言をする。【J,S,B,T】

3-15. プロジェクトの効果を他のカリコム諸国に共有する。【J,S,B】

4-1. 省エネルギーが可能な設備導入に向けた費用対効果分析の上、省エネルギーの目標値を検討・提言する。【J,S,B,T】

4-2. 省エネルギーの目標を実現するのに必要な設備を検討・提言する。【J,S,B,T】

4-3. ビル・エネルギー・マネジメント・システム (Building Energy Management System; BEMS) 等を含む省エネルギー目標達成のために必要な技術を検討・提言する。【J,S,B,T】

4-4. 火力発電設備の運用効率改善に必要な方策 (経済負荷配分 (economic load dispatching control: EDC)) 等を検討・提言する。【S,B】

4-5. 火力発電設備のメンテナンス (定期メンテナンス、オーバーホール)、スペアパーツ調達に関する改善方策を検討・提言する。【S,B】

4-6. 省エネルギーの目標を実現するのに必要な政策・制度 (エネルギーサービス会社 (Energy Service Company; ESCO)) を検討・提言する。【J,S,B,T】

4-7. 4-1.~4-6. を実施するのに必要な人材育成計画を策定する。【J,S,B,T】

4-8. 4-7. で策定した人材育成計画を実施 (OJT、本邦研修、テキスト・マニュアル作成等) する。【J,S,B,T】

4-9. 4-8. の人材育成の効果を検証の上、人材育成計画の見直しを行う。【J,S,B,T】

4-10. 省エネルギー推進プロジェクト実現に向けた提言をする。【J,S,B,T】

4-11. 4-6. で提案した政策・制度の策定に向けた提言をする。【J,S,B,T】

4-12. プロジェクトの効果を他のカリコム諸国に共有する。【J,S,B,T】

(5) 相手国実施機関

【ジャマイカ】

実施機関：エネルギー・科学技術省 (Ministry of Science, Energy & Technology : 以下、MSET)

【バルバドス】

実施機関：総理府エネルギー・通信局 (Division of Electricity and Telecommunications, Prime Minister's Office : 以下、DET)

【セントクリストファー・ネーヴィス】

実施機関：インフラ・郵政・都市開発・交通省 (Ministry of Public Infrastructure, Post, Urban Development and Transport : 以下、MPI)

【トリニダード・トバゴ】 (予定)

実施機関：エネルギー・エネルギー産業省 (Ministry of Energy and Energy Industries : 以下、MEEI)

(6) 本プロジェクトの受益者 (ターゲットグループ)

直接受益者：各国の対象地域で関係する実施機関のエンジニアとその他の技術職員

最終受益者：カリコム諸国 4 カ国の電力会社及び研修参加者

(7) 協力期間 (予定)

2019年3月～2022年2月(36か月間)

3. 業務の目的

R/Dに基づき業務を実施することにより「期待される成果」を発現し、プロジェクト目標の達成に貢献する。

4. 業務の範囲

本業務は、JICAが各国政府関係機関と締結したR/Dに基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。ただし、本指示書作成時点(2018年12月)において、トリニダード・トバゴの実施機関とのR/D締結が未了となっている。本受注コンサルタント(以下、コンサルタント)が同国で活動を開始する時点においてもR/Dが締結されていない場合、状況によっては、トリニダード・トバゴ関連業務分については契約変更により当初契約の対象外とする可能性がある。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 各国の状況を踏まえた活動計画の提案

背景にも記載のとおり、本プロジェクトの対象国のうち、トリニダード・トバゴは産油国であるため、他の対象国と電源構成に関する優先度が異なる。その他、各国の特徴を十分踏まえた実施方針をプロポーザルで提案すること。

(2) トリニダード・トバゴとのR/D締結

トリニダード・トバゴ側関係機関によると本プロジェクトの開始に際し、業務従事者の確認が必要であるため、本プロジェクト公示時点ではR/D締結未了の状況である。本契約締結後、速やかに同国関係機関とR/Dを締結する見込みである。については、活動スケジュールを作成する際には、契約締結から初回現地調査開始まで1か月程度の期間を確保すること。

(3) 広域案件としての業務計画・実施体制

本プロジェクトは、カリブ海の4つの島嶼国を対象として実施される広域案件である。限られた期間で効率的に効果を発現させるため、業務実施にあたっては、フライトの乗り換え、移動時間に加え、安全性も十分考慮した業務計画、実施体制を検討し、プロポーザルで提案すること。

(4) 離島での電気事業のノウハウの活用とプロポーザルでの提案依頼事項

本プロジェクトは、電力システムの規模が小さい国々を対象としていることから、コンサルタントは、それらの国々と系統規模が比較的近い日本の離島での電気事業、特に再生可能エネルギーの導入や省エネルギー推進にかかる運用を通じて蓄積されたノウハウや技術を十分に生かした技術移転を行うことが前提となる。加えて、太平洋地域ハイブリッド発電システム導入プロジェクトの取り組みも参考とし、プロポーザルの作成にあたっては、コンサルタントの知見と経験に基づき、具体的な業務方法等の提案を行うこと。

(5) ベースライン調査結果に基づく技術移転の活動内容精査

本プロジェクトの協力期間である3年のうち、当初の6か月間はベースライン調査を実施し、残りの2年6か月間で研修等の技術移転活動を行うことを想定している。ベースライン調査を通じ把握した状況に基づき、R/Dで確認したPDMの妥当性について検証すること。特に、技術移転の内容はC/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となるため、ベースライン調査の結果に基づき、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、適宜JICAに報告を行うとともに、必要に応じてプロジェクトの方向性について提案を行うこと。また、PDMで挙げられている再生可能エネルギーや省エネルギーの候補として挙げられている取り組みについてもベースライン調査を通じて優先順位付け等を行うこと。

JICAは、これら報告・提案について検討し、状況に応じて必要な処置（先方C/P機関との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることをとする。

（6） プロジェクトの柔軟性とオーナーシップの確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、将来的な持続可能性の観点から、C/Pのオーナーシップの醸成が重要である。本プロジェクトでは特に個別の候補プロジェクトの検討、他国へのシェア等の機会を中心にC/Pが主体的に活動するよう協働すること。

（7） カリコム諸国との協力可能性の検討

JICAはカリコム諸国において省エネルギー推進等の分野において協力を継続する方針である。本プロジェクトの活動を通じて、円借款等の我が国が今後取りうる協力について情報収集する意識を持ちつつ業務を遂行すること。

（8） プロジェクトの広報、評価等への協力について

本プロジェクトで扱うカリコム諸国に対するエネルギー分野の協力は、2014年に安倍首相が対カリコム政策として表明した活動として位置づけられ、また、広報効果の高いカリコム諸国への広域協力であること等に鑑み、プロジェクトの成果を積極的に対外発信することを予定している。そのため、JICAやC/P機関その他からの情報提供や成果発表等、広報に係る協力依頼に対して協力すること。また、JICAが本プロジェクトに対するモニタリングや評価調査を行う際には情報提供に協力すること。

6. 業務の内容

本業務では以下の活動を実施する。想定される業務の工程は、R/Dに添付されたPOの通りではあるが、上述の通り、対象4か国の地理的な制約に鑑み、より適切な工程がある場合は、その理由とともにプロポーザルで提案すること。なお、対象諸国で活動が異なる項目については、2.（4）と同様、各項目の末尾に、ジャマイカで実施予定の活動にはJ、セントクリストファー・ネイビスはS、バルバドスはB、トリニダード・トバゴはTと記す。特段記載のないものについては全対象諸国を対象とした業務を表すものとする。

（1） ワークプランの作成

本企画競争説明書及びその他入手可能な資料情報を整理し、本業務実施に係る基本方針、

実施方法、実施体制等を記載したワークプラン（案）を作成し、現地業務開始前までに JICA の承認を得る。

現地での業務開始後、ワークプラン（案）を C/P と協議し、(4) で実施するベースライン調査の結果を踏まえて最終化したものを議事録（Minutes of Meeting; M/M）にて先方と確認する。

（2）各現地渡航前後の JICA との協議

コンサルタントは、各次の現地渡航に際し、渡航前の対処方針確認、渡航後の活動結果報告を JICA と行う。その際、対処方針/現地活動報告を簡潔に記載した資料を準備する。

（3）プロジェクト実施体制の確立

各国におけるプロジェクト・ダイレクター及びプロジェクト・マネージャー、合同調整委員会（Joint Coordination Committee）（以下、JCC）の参加者は、RD に記載のとおりであるが、コンサルタントは技術移転の直接的な対象となる C/P のリストを、各国における第一次現地業務にて作成し、M/M にて先方と確認すること。また、C/P のメンバーの一部が変更となる場合は都度 M/M にて確認する。

（4）ベースライン調査の実施

2016 年に実施した詳細計画策定調査実施以降の方針変更の有無も含め、C/P から情報収集や現場からの聞き取りを踏まえ以下の項目について情報収集および整理を行う。

電化率、コスト（電源構成）、低炭素（二酸化炭素排出係数）、供給の信頼性（SAIDI/SAIFI）等、電力供給側の基本指標および再生可能エネルギー/系統安定化技術にかかる導入状況、政策・計画、実施体制・能力、送配電ロスの現状等について、C/P 機関等からの聞き取りにより、情報の入手、もしくはあらかじめ入手した資料から得た情報の更新を行う。【J,S】

また、火力発電設備の運転維持管理にかかる現状を確認する。【S,B】

再生可能エネルギー導入に向けた人材・組織能力、効率性（電力消費原単位、部門別の最終エネルギー消費等）、電力需要側の基本指標および省エネルギーの推進状況、政策・計画についても確認する。

（5）ベースラインの把握・プロジェクトの計画および指標の提案

(4) で入手した情報を元に、再生可能エネルギーおよび省エネルギーにおけるベースラインを把握するとともに、当該分野の人材・組織能力を確認する。これらを踏まえ、プロジェクトの上位目標、プロジェクト目標、成果を測る各指標の目標値を検討し、JICA に提案する。目標値の設定にあたっては、可能な限り定量的数値で確認できるよう留意する。特に人材・組織能力の評価指標についてどのような設定とするかについてプロポーザルの中で提案すること。原則として指標は PDM に記載のとおりとするが、もし指標や活動内容について改善が必要であれば、本業務の中で JICA に提案する。

JICA はこれらの提案について検討し、状況に応じて、C/P と合意の上、PDM の改定等必要な処置を取ることとし、コンサルタントはこれを支援する。

(6) 再生可能エネルギー導入にかかる取り組み候補の優先順位の検討

再生可能エネルギーに関し、セントクリストファー・ネーヴィスおよびバルバドスでは、以下のとおり、既に候補となる調査や技術について情報が得られている。コンサルタントはベースライン調査として聞き取りを行い、優先順位を検討するため、各技術に関する情報収集を行い、結果について JICA および C/P と協議する。

セントクリストファー・ネーヴィスにおいては、①系統安定化の必要コストを踏まえた再生可能エネルギー（太陽光、風力、バイオマス等）のポテンシャル調査と普及法の検討、②再生可能エネルギーの導入目標を実現するのに必要な設備（太陽光、風力、蓄電池、火力発電設備の高効率化等）や技術（系統安定化のための蓄電設備や火力発電設備の負荷追従性向上、低負荷運転等）について有効性を検討する。【S】

バルバドスにおいては、①既往の調査で特定された再生可能エネルギーポテンシャルサイトにおける財務面や環境、許認可等を含む実現可能性調査、②系統安定化のための蓄電池使用や電動輸送使用に係るコスト分析、③電動輸送に係る政策の有効性と電動自動車の推進について有効性を検討する。【B】

(7) 機材の調達

本プロジェクトでは、測定機器（サーモグラフィカメラ、I-V カーブトレーサー、絶縁抵抗測定器、パワーロガー）やグリッドモデル作成のためのソフトウェア（エネルギーバランス最適化、系統解析）の調達、供与を予定している。コンサルタントは、ベースライン調査実施と併せて各機材の必要性、優先度、予算制約、調達後のスペアパーツ、及び本邦技術の比較優位性などを考慮して供与機材を選定し、C/P との協議を経たうえで機材調達計画を作成する。JICA による同計画の承認後、当該機材の調達を行う。見積書作成においては、機材調達に係る経費を本見積に 14,500,000 円計上すること。同見込みを超過する場合、機材調達計画承認時に契約変更を行う。

(8) キックオフワークショップの実施

本プロジェクトの対象各国が離れていることから、PDM の再確認を行いプロジェクト全体像について共通の認識を持つことを目的にキックオフワークショップを実施する。第 2 次現地調査の最初に実施し、C/P 各国 2 名およびカリコム本部 2 名の計 10 名の参加を想定している（開催地は対象国またはガイアナの中から選定）。開催に際しては、広報の観点からメディア等への働きかけを行うとともに、JICA がプレスリリースする際に情報提供等の支援を行う。

(9) JCC の開催

JCC は、各国原則年 1 回開催し、プロジェクトの計画に係る協議・承認、進捗状況・達成状況の確認、課題や重要事項に対する検討を行い、コンセンサスを得る。必要に応じて PDM の改定（指標の設定含む）及び Plan of Operation（以下、PO）の改定等を JCC の機会を捉えて行う。コンサルタントは、事前に JICA とも相談の上、進捗報告、議題に対する資料を作成し、C/P と共同で JCC を開催する。

(10) 再生可能エネルギー導入にかかる取り組み候補に係る検討と提言

(6) で検討した結果を踏まえ、優先順位の高い取り組み候補に関し、具体的な検討および調査の実施等を行う。【S,B】

(11) 省エネルギー推進にかかる検討と提言

省エネルギーが可能な設備導入に向けた費用対効果分析の上、省エネルギーの目標値およびそれを実現するのに必要な設備を検討・提言する。特に検討に際しては BEMS を検討に含めること。

火力発電設備については、運用効率改善、メンテナンス、スペアパーツ調達の改善方策を検討・提言する。【S,B】

(12) 現地/域内研修の実施

(10)、(11) を踏まえ、①再生可能エネルギー導入、②省エネルギーについて、C/P 機関のエンジニア等を対象とした研修計画を策定し、教材およびマニュアルを作成の上、①および②の各テーマについて最低1回ずつ座学およびOJTを含む現地研修を実施する。実施に際しては、現地が抱える課題を具体的事例として取り扱うことや、域内共通の課題について、対象諸国間での知見の共有を意識したものとする。ベースライン調査結果に基づき検討する予定ではあるものの、具体案があればプロポーザルにて提案すること。研修実施後は研修効果を検証の上、研修計画の見直しを行う。

上記の現地研修に加えて、JICA はガイアナにおいて無償資金協力「再生可能エネルギー導入及び電力システム改善計画」を実施中であり、案件の進捗を見つつ、視察の研修題材として活用することを検討すること。

(13) 本邦研修の実施

再生可能エネルギー導入および省エネルギーをテーマとして、それぞれ1回ずつの本邦研修(各回10名、2週間程度)を行う。本邦研修の結果得られた知見に基づき各国で実施計画を立案することが有効であると考えられ、コンサルタントは、受入先(現時点での内諾取り付けは不要)を含む研修計画の概要について、プロポーザルで提案すること。

本邦研修の実施に当たっては、実施の前年度からJICA内調整を行う必要がある。JICA国内センターの状況により希望時期の受け入れが不可となる場合もあることから、本邦研修の実施時期、人選については早めにJICAに提案すること。提案後の実施時期等の変更も可能であるが、JICA国内センターとの調整を要することから速やかにJICAに報告すること。

本研修については、コンサルタントが研修実施を行うこととし、当該業務にかかる経費は「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2017年6月版)」(https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/tra_201607_guide.pdf)を参照のうえ、研修実施に係る部分について積算を行うこと。

本邦研修についても域内研修同様、研修実施後に研修効果を検証の上、研修計画の見直しを行う。

(14) 活動を通じた提言と情報発信

コンサルタントは(4)のベースライン調査および研修の実施等を通じて得た再生可能エ

エネルギー導入および省エネルギー推進にかかる政策・制度面の情報を踏まえ、各国における改善のための提言を行う。また、(10) および (11) で検討した取り組みを踏まえ、有力な取り組みの実現に向けた提言を行う。提言の内容はあらかじめ JICA とも協議の上、各国 C/P がオーナーシップを十分に持つよう、十分すり合わせる。また C/P が取り組みについて域内に発信を行う際の支援を行う。

(15) 他ドナーの支援動向の把握及び報告

プロジェクト対象地域では IDB 等が事業を展開している。コンサルタントは、各国での関連事業の情報収集を継続的に行い、適宜 JICA に共有すること。

(16) 広報活動

プロジェクトに関する発表や JICA 内外からの照会対応等を通じ、広報を行う。また、本プロジェクト全体を通じ、成果を発信するため A4 折り込みのパンフレットを作成する。パンフレットのデザイン、印刷は再委託契約を認める。再委託に必要な経費は本見積に含めること。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

なお、以下に示す部数は、契約上 JICA へ提出する部数であり、先方実施機関等との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 (契約約款第2条に基づく)	契約締結から起算して10営業日以内	和文(データ): 1部
ワークプラン(最終版)	ベースライン調査終了後1か月以内	英文(データ): 1部
モニタリングシート	業務開始から6か月毎	英文(データ): 1部
プロジェクト進捗報告書	業務開始から1年後、2年後	和文(データ): 1部
プロジェクト事業完了報告書	契約終了時 なお、ドラフトを3か月前に提出し、JICAからのコメントを踏まえて最終化	和文: 5部 英文: 10部 CD-R(和文): 1部 CD-R(英文): 8部

プロジェクト完了報告書については製本することとし冒頭に要約を加えること。その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。データのみ提出と定めているレポートに関しては、メール等を通じた提出を認める。

各報告書の記載項目（案）は JICA とコンサルタントで協議、確認する。

(2) 技術協力作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料を入手の上、業務完了報告書に添付して提出する。なお、提出に当たっては、資料リスト（目次）を付ける等、データの再活用に配慮すること。

- ア. 本邦および域内研修関連資料（研修ガイドライン、カリキュラム、教科書等）
- イ. 再生可能エネルギー導入研修教材
- ウ. 省エネルギー研修教材

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS
- エ 業務フローチャート

(4) 協議議事録

JICA や C/P 機関が開催する会議において議事録を作成し、3 営業日以内に電子データで提出すること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

本件に係る業務工程は、2019年3月に開始し2022年2月の終了を予定している。最初の6か月はベースライン調査、続く2年6か月は技術移転を中心とした実施を予定している。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：約64MM

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務は、以下に示す分野を担当する業務従事者を想定している。業務内容・業務工程を考慮し、より適切な業務従事者構成がある場合には、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

総括／電力システム（2号）
再生可能エネルギー導入（3号）
省エネルギー推進（3号）
系統安定化
ディーゼル／ガス火力発電施設
モニタリング／業務調整

3. 相手国の実施事項・便宜供与

R/Dにより確認、合意された以下の事項。詳細はR/Dを参照のこと。

- (1) C/Pの配置
- (2) 専門家執務スペースの提供

4. 配布資料および参考資料

配布資料1 詳細計画策定調査報告書

配布資料2 各国RD（トリニダード・トバゴ分除く）

配布資料3 モニタリングシート様式

配布資料4 事業完了報告書（英文様式）

参考資料1：JICAハイブリッド・アイランド・プログラム

https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/sdgsbvs/kaihatsu/ku57pq00002azxod-att/171012_hybrid.pdf

<https://www.youtube.com/watch?v=P9wECQBnltE&feature=youtu.be>

参考資料2：ガイアナ共和国向け無償資金協力「再生可能エネルギー導入及び電力システム改善計画」

5. 現地再委託及び国内再委託

本業務では広報にかかるパンフレット作成について、現地再委託又は国内再委託を想定している。その他、必要と考えられる業務については、当該業務について必要と判断する理由、並びに現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を予定している現地業者の候補並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、具体的な提案を行うこと。

なお、現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。また、国内再委託先を行う場合においても、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月）」を参考に、委託業者の選定及び契約並びに業務遂行についても、上記現地再委託の場合に準ずるものとする。

6. 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA事務所・支所、日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、JICA事務所・支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。現地作業中における安全管理体制はプロポーザルに記載する。また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

7. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 不正腐敗防止

「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(3) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上